

令和3年3月3日

## 日野市動画利用規約

日野市が管理・運営する動画、インターネット動画共有サービスに掲載した動画を利用する場合には、下記の項目をお読みいただき、同意の上ご利用ください。

1. 動画の著作権は日野市に帰属します。「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合を除き、無断で複製・転用することはできません(※)。

(※)著作権法第三十二条では、「公表された著作物は、引用して利用することができる。」と規定していますが、この場合、「公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行われるものでなければならない。」とされています。また、引用に際しては、(1)出所を明示すること(2)本文と引用の明確な区別(3)本文と引用の主従関係の厳守(4)その引用が引用される著作物の著作者人格権を侵害するものではないこと、などの条件がつけられています。

2. リンクは原則自由ですが、リンクを行った場合は引用元を明記してください。ただし、公開した内容及び URL は予告なしに変更することがあります。

3. 以下のいずれかに該当する、またはそのおそれのあるリンクの設定は禁止いたします。
  - ・日野市、または他社(者)・他団体を誹謗中傷したり、信用失墜を意図する内容を含む場合
  - ・日野市、または他社(者)・他団体の著作権、商標権等の知的財産権、財産、プライバシーもしくは肖像権その他の権利を侵害する行為、または侵害するおそれのある場合
  - ・引用元が不明確となり、第三者に誤解を与える可能性がある場合
  - ・法律、条例、規則を含む法令または公序良俗に違反する行為となるおそれがある場合
  - ・情報発信元を誤認させるような形でリンクを貼る場合その他、市が禁止と判断し通知を受けた場合は、すみやかにリンク等を削除してください。

4. 動画をリンクの設定以外の形式で利用する場合は、動画使用許可申請書(様式第1号)により、動画作成元の課へ利用申請を行い、許可の回答を受けてください。利用申請が必要な主な場合は以下のような場合です。
  - ・動画の一部を活用し、別の動画を作成したい
  - ・DVDを作成してセミナー参加者に配布したい など

5. 動画視聴時に画面に現れる企業広告(Ad と表示)は、日野市とは一切関係ありません。企業広告によるいかなる理由での損害も責任を負いません。

6. 日野市とインターネット動画共有サービス運営会社などとは契約関係にないため、正常に視聴できない場合があっても日野市は責任を負いません。また、インターネット回線の状況やメンテナンス、その他視聴者側のパソコン環境等により、映像や音声途切れる、または停止するなど正常に視聴できない場合があります。
7. スマートフォン、タブレット端末による視聴は、パケット通信料定額制の加入契約をしていない場合、通信事業者から高額な料金請求がくる場合があります。
8. 動画の掲載は予告なく終了する場合があります。

問い合わせ先

日野市企画部市長公室広報担当

電話:042-514-8092 メールアドレス:[kouhou@city.hino.lg.jp](mailto:kouhou@city.hino.lg.jp)